

議案第 80 号

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年（2017 年）9 月 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準
を定める条例（平成 27 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 66 第 1 号イ
(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる平成 29 年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)（平成 29 年改正省令附則第 3 条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 19 号）附則第 3 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。